

## 会社案内 【契約締結前の書面】

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

商号： やまびこ投資顧問株式会社

所在地： 〒104-0033

東京都中央区新川二丁目3番4号 新川田所ビル5階

電話番号：03(6222)8947

金融商品取引業者(当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。)

登録番号：関東財務局長(金商) [第2868号](#)

### ○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。  
当社の助言は、お客様を拘束するものではなく有価証券等の売買を強制するものではありません  
売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

### ○ 報酬等について

#### 1. 投資顧問契約による報酬等

当社は、投資顧問契約により、以下の助言サービスを行い、その対価としてお客様より助言報酬を頂きます。助言方法と助言報酬は、以下の通りとなります。

#### 【助言サービスの内容及び方法】

下記会員区分に基づき、主に国内株式及び国内ETFへの投資判断について、以下の通り助言を行います。

#### 「通常会員」

##### (i) 一般会員

4週間に1銘柄程度を電話、メール等で助言します。助言のコンテンツは、相場環境等を反映して随時アップデートします。契約期間は3ヶ月と6ヶ月と1ヵ年とし、延長も可能とします。

##### (ii) 相談会員

上記一般会員向けサービスに加え、複数の銘柄、信用取引等の助言を行います。契約期間は6ヶ月と1ヵ年とし、延長も可能とします。

##### (iii) 特別会員

上記相談会員向けサービスに加え、適時に複数銘柄、空売り、ETF等についての助言を行います。契約期間は6ヶ月と1ヵ年で延長も可能とします。成功報酬は6ヶ月会員で、運用益(手数料及び税引き後)の20%とし、1ヵ年会員は、運用益(手数料及び税引き後)の10%です。

#### 「インターネット会員」

##### (i) 限定1銘柄会員

1銘柄を電子メールで助言します。

##### (ii) 限定2銘柄会員

2銘柄を電子メールで助言します。

##### (iii) 限定3銘柄会員

3銘柄を電子メールで助言し、情報補足期間は2ヶ月とします。情報補足期間とは、当社が推奨した銘柄に関するメール会員からの電子メールによる問合せに対して、当社が電子メールにより回答して、当該推奨銘柄に関する情報を補足する期間を意味します。

④当社が推奨する銘柄の最善のタイミングが存在する時のみホームページで不定期に募集します。希望者はホームページから申し込みをしてください。

⑤会費の入金確認後にメールにて指定のアドレスに銘柄名等を送信します。

⑥(iii)の会員で、ご希望の会員には、情報補足期間内においてメールによるサービスを行います。

#### 【助言報酬】

会員区分ごとに、助言報酬としてそれぞれ以下の金額をお支払い頂きます。

なお、以下の金額は、会費及び成功報酬ともに税込の金額となります。

また、会費につきましては、契約開始時(または延長時)にそれぞれお支払い頂きます。

#### 「通常会員」

##### (i) 一般会員

会費、3ヶ月会員60,000円、6ヶ月会員100,000円、1ヵ年会員180,000円

(ii)相談会員

会費、6ヶ月会員300,000円、1ヵ年会員500,000円

(iii)特別会員

会費、6ヶ月会員600,000円、1ヵ年会員1,000,000円

※成功報酬の計算方法：運用益（売買手数料、取引税などを控除したもの。）の所定の割合を1銘柄単位で精算し、当社指定の期日までに支払っていただきます。また、損失が発生した場合は、次回以降の利益と相殺します。契約終了時に未売却が発生した場合は、契約満了時又は解約日の終値によるものとします。

なお成功報酬は、お客様から当社へ申告される金額を元に算出するものとします。

「インターネット会員」

(i)限定1銘柄会員

会費30,000円

(ii)限定2銘柄会員

会費50,000円

(iii)限定3銘柄会員

会費100,000円

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

1. 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり信用取引により元本を超える損失が発生することがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

2. 投資信託及び投資証券

投資信託や投資証券は、主に国内の有価証券指標、債券、株式および不動産などの財産を実質的な投資対象としますので、有価証券市場や金利変動等による組入債券の価格下落、組入株式及び組入不動産の価格下落や、組入債券の発行体、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

1. クーリング・オフ期間内の契約の解除

① お客様は、契約締結時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりになります。

【投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合】

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を差し引いた残額をお返しいたします。

【投資顧問契約に基づく助言を行っている場合】

① 通常会員

会費については、日割り計算した報酬額（契約期間に対応する料金÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの契約金額を差し引いた残額をお返しいたします。また、特別会員様の場合、開始からクーリング・オフまでの間に発生した成功報酬については、お支払い頂きます。

成功報酬については、解除日の終値を元に運用益を算出し、これより所定の割合をお支払い頂くものとします。なお、受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。

② インターネット会員

限定1・2・3銘柄会員の何れの場合も、契約締結直後に全ての銘柄助言業務が履行完結する為、契約解除の概念は生じず、また会費の精算行為は発生いたしません。

③ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

2. クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① お客様は、契約を解除しようとする日から起算して10日前までに契約解除の書面により意思表示することにより、中途での契約解除ができます。以降の契約は継続しません。
- ② 既に契約成立に基づいて助言サービスを開始している場合の契約解除においては、当社の故意・過失の場合を除き、会費の返還には応じないものとします。また、特別会員の成功報酬については、解除日の終値を元に運用益を算出し、これより所定の割合をお支払い頂くものとします。なお、受領済みの成功報酬の返金には一切応じないものとします。
- ③ 契約解除に伴う損害賠償、違約金はお客様へは発生いたしません。

#### ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

#### ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ② 当社が、投資助言業を廃業したとき

#### ○ 禁止事項

1. 当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- (1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
    - ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
    - ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
    - ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
      - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
      - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
    - ④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
  - (2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
  - (3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと
2. 当社は顧客の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は顧客に対する特別の利益の提供を行いません。

#### 《当社の概要》

役員氏名：代表取締役 寺尾 守正

資本金：1,000万円

株主：寺尾 守正（200株／100%）

- 1. 分析者・投資判断者 町田正太 中井真吾
- 2. 助言者 町田正太 中井真吾
- 3. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の連絡先にお申し出下さい。

やまびこ投資顧問株式会社 問い合わせ窓口

所在地：東京都中央区新川二丁目3番4号 新川田所ビル5階

電話番号：03-6222-8947

メールアドレス：contact@yamabiko-inv.com

- 4. 当社が加入している金融商品取引業協会等

当社は、管轄の財務局で当社の登録簿を自由に閲覧することが出来ます。

- 5. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、業務方法書の中に苦情紛争処理に関する規定を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、上記3の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは

取引金融機関：みずほ銀行・兜町支店  
普通預金口座 No.2229287  
口座名義：やまびこ投資顧問株式会社

次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとして  
います。この団体は、当社が利用協定を締結しています東京三弁護士会が苦情の仲裁解決について  
の業務を受託する目的で設置・運営を行い、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご  
利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

**※第一東京弁護士会仲裁センター**

所在地：〒103-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館11階

電話番号：03-3595-8588

(受付時間：10:00～12:00/13:00～16:00※祝日等を除く)

**※第二東京弁護士会仲裁センター**

所在地：〒103-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館9階

電話番号：03-3581-2249

(受付時間：9:30～12:00/13:00～17:00※祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

6. 当社の紛争解決措置について

当社は、仲裁解決について東京三弁護士会が設置・運営を行っている東京弁護士会紛争解決センタ  
ーのあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が利用協定を締結  
している東京三弁護士会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっ  
せん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、下記の連絡  
先にお申出下さい。

**※東京弁護士会紛争解決センター**

所在地：〒103-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館6階

電話番号：03-3581-0031

(受付時間：9:30～12:00/13:00～15:00※祝日等を除く)

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会  
下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

7. 当社が行う業務

当社は、投資助言業以外の業務は行っておりません。